

## 5 その他

### (6) 精神障害者の生活訓練、及び地域生活支援機能の設置拡大

#### 経緯又は現状・課題

宮城県における精神障害者数について、精神障害保健福祉手帳所持者は、3,321人（平成17年3月31日現在）という状況である。ただし、手帳を所持していない者も多く、実態は遥かに上回ると推測できる。

現在、精神障害者の生活訓練機能の拠点については、「宮城県援護寮」のみであり、全県的（仙台市除く）な整備は遅れている状況がある。また、地域生活支援を担う「精神障害者地域生活支援センター」についても、援護寮との一体的な運営により、1ヶ所のみで全県をカバーしている。

上記以外の精神障害者に係る支援についても、不十分な面が多く、精神障害者の地域福祉を実現するためには、脆弱な体制の底上げ、及び全体的な施策誘導が必要である。

障害者自立支援法案施行後においては、三障害統一された事業体系となるが、現在の精神障害関係事業等は段階的に移行されると想定できる。

精神障害者の場合、本人側の意向により、他の障害者と同様の支援を避ける必要がある場合もあり、生活者としての自己決定権を最大限に尊重した「暮らし」「就労」「社会参加」を柱とした自立が図れるよう支援する必要がある。

課題となっている社会的入院の受け皿として、中間的施設機能の整備も必要である。また、支援者側についても、メンタルケアに対応できる人材として、量だけでなく質的な拡大を図る必要がある。

#### 提案する内容

現行精神障害者生活訓練施設「援護寮」及び「地域生活支援センター」的な機能を、県南部等、空白地域に設置する。定員等、規模的には、現在の援護寮等と同等のレベルとする。また、併せて短期入所等の付随事業も実施する。

国の新規施設整備に係る国庫補助金は見込みにくいため、既存の空きスペースを利活用する等、規制緩和・特区制度等を活用し柔軟な発想により建物を整備する。

精神障害者地域生活支援センターについて、地域支援のキーワードは精神障害に特化されるものではないため、他の障害者支援も含めた「地域生活支援センター」を、各圏域1ヶ所程度設置する。機能的には、グループホーム等の地域生活者の24時間型支援機能を主とし、設備的には、サロン室・相談室を設ける等、精神障害者の特性を配慮した環境を配慮する。

各機能については、ノウハウのある民間社会福祉法人・NPO等が担うべきであるが、遅れている精神障害者の支援については、県が施策誘導するべきである。

#### その他、根拠法令等

障害者自立支援法案

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

みやぎ障害者プラン